

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

3250号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



木漏れ日から涼を感じて (岩手県住田町)

もくじ

随情情	フォーラム	政活
想報報		策動

「みちのく」に吹く新しい風を感じて……………岩手県平泉町長 青木 幸保 (15)

町村ご当地キャラしまん……………総務省地域力創造グループ 地域政策課係長 中津留 裕之 (14)

新任都道府県町村会長の略歴……………(13)

〇ーカルスタートアップ支援制度について……………(9)

令和5年度地域力創造施策について① 地域密着型事業の立ち上げで地域を元気に！……………(2)

正副会長が岸田内閣総理大臣及び関係大臣等を表敬訪問……………(2)

コラム

空き家再生と高付加価値旅行

國學院大學教授

西村 幸夫

増え続ける空き家の再生問題は全国的な課題となっている。とりわけ条件不利地域にあっては集落の存亡にかかわる問題である。このことと高付加価値旅行とがどのように関係するのか、いぶかしく思う向きもあるに違いない。しかし、突き詰めて考えると両者には思いのほか共通点が多い。

1回の旅行消費額が一人当たり100万円を超えるようないわゆる高付加価値層というのは、訪日旅行者の1%に過ぎないが、その消費額は約12%にのぼっている。そしてそうした層の人々は地域の文化や伝統に関心が高く、自然や食も含めて、本物志向が強いといわれている。特に地域の生活の実感への関心が高く、スピリチュアルな体験を大切にしている傾向がある。あるいは、居心地のいい場所であつくりと長期滞在するという傾向もある。つまり、サイトシーイングではなく、リトリートに適した自然や文化、伝統を感じさせる土地が求められているのである。

こうしたことを踏まえて、観光庁では高付加価値旅行者を「地域の伝統、文化等の体験

を通じた地域経済の活性化、文化・伝統の未来への継承という観光の本質を体現してくれる人々」とまで表現している。こうした旅行者をたんに富裕層として捉えるだけでなく、日本のファンのおそゆ野を増やしてくれるための山の頂だと考えるとわかりやすい。山は高ければ高いほど、すそ野も広がるからである。

ただし、現状では高付加価値旅行者の滞在はまだまだ大都市に偏っている。地方部には高付加価値旅行者を受け入れる宿が限られているからである。こうした旅行者を地方へ呼び込むために観光庁は今年度、モデル観光地を11か所選んでいる。それらを見ると、東北海道や北陸、奈良南部和歌山那智勝浦、せとうち、鳥取・島根、沖縄・奄美エリアなど、いわゆる過疎地が数多く含まれている。

課題としての宿も、たんにラグジュアリーホテルだけでなく、空き家となった古民家も有力な候補となり得る。滞在日数が比較的長い民泊など、より広い層の旅行者へも対応できるだろう。空き家再生と高付加価値旅行とは意外に相性がいいといえる。

写真キャプション

五葉山に源を發し、住田町から陸前高田市を流れる気仙川。水の透明度の高い岩手を代表する清流で、アユ、イワナ、ヤマメなどの生息する川魚の宝庫としても知られる。古くは平泉の黄金文化を支えたといわれる川砂金の一大産地でもあった。

全国町村会

正副会長が岸田内閣総理大臣 及び関係大臣等を表敬訪問



岸田内閣総理大臣（中央右）、吉田会長（中央左）、棚野会長代行（右）、田島会長代行（左）



全国町村会の吉田隆行会長（広島県坂町長）、棚野孝夫副会長・会長代行（北海道白糠町長）、田島健一副会長・会長代行（佐賀県白石町長）は8月4日、正・副会長就任挨拶のため、岸田文雄内閣総理大臣を表敬訪問した。

また、吉田会長及び田島副会長・会長代行は同日、木原誠二内閣官房副長官、磯崎仁彦内閣官房副長官、栗生俊一内閣官房副長官、加藤勝信厚生労働大臣、斉藤鉄夫国土交通大臣、岡田直樹デジタル田園都市国家構想担当、地方創生担当大臣等も訪問した。

岸田総理及び関係大臣等からそれぞれ、本会の活動に対して力強い激励をいただいた。

活 動



総理官邸 磯崎内閣官房副長官



総理官邸 木原内閣官房副長官



厚生労働省 加藤厚生労働大臣



総理官邸 栗生内閣官房副長官



内閣府 岡田デジタル田園都市国家構想担当・地方創生担当大臣



国土交通省 齊藤国土交通大臣



厚生労働省 迫井正深医務技監



総務省 内藤尚志総務事務次官

令和5年度地域力創造施策について①

地域密着型事業の立ち上げで地域を元気に！ ローカルスタートアップ支援制度について

総務省地域力創造グループ 地域政策課係長 中津留 裕之

今回ご紹介する「ローカルスタートアップ支援制度」については、これまで総務省で実施してきた創業支援に係る取組を令和5年度から再編し、地域課題の解決に資する事業の企画段階からフォロワーアップの段階まで、国費・地方財政措置により一気通貫での支援を行うこととした制度の総称である。本稿では、新たに拡充した地方財政措置の内容を中心に解説をする。町村の各地域課題の解決に当たり、本制度を活用いただければ幸いである。

1 制度創設の背景

岸田政権では、令和4年を「スタートアップ創出元年」として、スタートアップ振興を強力に推進しており、資本主義の持続可能性と強靱性を高め、全ての人が成長の恩恵を受けられるようにするため、市場だけでは進みにくい分野であるスタートアップの育成を、官民挙げて大規模に実行することとしている。

また、創業形態を分析してみると、融資や大規模投資を必要としない創業が多数であり、これらも地域経済の活性化等に資するものも多々ある。

このため、総務省において従来から実施してきたローカル10、

資料1

ローカルスタートアップの全国展開 ～ローカルスタートアップ支援制度の創設～

- 創業形態では、大きな設備投資や融資を必要としないケースが多数（※）であり、ローカル10,000の規模の創業は限定的。
- 政府全体でスタートアップを推進している中、地域から全国へのボトムアップの成長を推進するためには、**地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業**（以下「地域密着型スタートアップ」という。）を**支援し、地域発の経済好循環を創り出していく意義は大きい。**
- このため、**ローカル10,000の活用推進に留まらず、地域密着型スタートアップも対象として、新たに拡充した地方財政措置と関連措置等を合わせて「ローカルスタートアップ支援制度」としてパッケージ化。**
- 支援制度の周知・活用により、自治体が地域に創業のシーズを見つけ出し、きめ細かく支援していくことで、**ローカルスタートアップ全体を支援。**

※「創業費用50万円以下」が、全体の82%（2021日本政策金融公庫調査）

ローカルスタートアップ

協力隊OBの創業など、大きな設備投資・融資を必要としないもの（※）



例)協力隊OBが古民家カフェを創業



例)移住者が地域DXコンサルティングを創業



例)PC1台で観光コンテンツのブランド化事業を創業

ローカル10,000では通常扱わないような地域密着型スタートアップも「ローカルスタートアップ支援制度」の対象として全国をターゲットに取組を展開する。

地域経済循環創造事業（ローカル10,000）

交付金と融資の活用によって一定規模の設備投資が行われるもの

政 策

000プロジェクトが対象とする設備投資以外にも支援の射程を広げ、地域資源を活用し地域課題の解決に資する小規模創業を支援し、地域発の経済好循環を創り出していくこととしている（資料1）。具体的には、ローカル10,000プロジェクトと地方財政措置等をパッケージ化し、事業の企画・立ち上げ、フォローアップ等の各段階において支援することで、地域でのスタートアップを幅広く支援することとしている（資料2）。

2 創業のプロセスに応じた支援メニュー

また、ローカルスタートアップ支援制度については、デジタル田園都市国家構想実現会議においても「当面の重点検討課題」として取り上げられているほか、骨太の方針2023（令和5年6月16日閣議決定）にも盛り込まれている。

以下、創業のプロセスに応じて詳しく解説をする。

①事業の企画段階
まず、事業の企画段階は、創業の意思はあるものの、これからどのような事業を立ち上げようかを検討する段階の支援である。この段階では、関係者間での打合せや、関係者に対する研修、イベントの企画運営等を

行うことが想定される。そのため、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の作成に係る経費（委託費や会議費等）、関係者の打合せに係る経費（会議費や謝金等）、研修に係る経費（謝金や会議費等）のほか、令和5年度からは新たに、自治体が実施する案件募集に係る経費について特別交付税措置を講ずることとしている。

具体的には、スタートアップ関係者が登壇し、地域金融機関や投資家等からの資金提供を募るようなピッチイベントの開催、学生や若手起業家を対象として行う起業セミナーなど、地域の実情に応じたさまざまな事業が想定される。

令和4年度に制度を検討する過程では、地域の創業状況を自治体自身が把握できておらず、一方で創業者も、自治体に相談へ行く機会が少ないとの意見が自治体や金融機関等から散見された。新たに拡充した措置も活用いただきながら、自治体が地域のスタートアップの状況に関して主体的に状況把握・支援されることを期待したい。

②事業の準備段階
次に、事業の準備段階は、事業構想を決定した後の手続き段階の支援である。この段階では、地域資源の

③事業立ち上げ段階
国費・地方財政措置
・ローカル10,000プロジェクト（※）
※初期投資費用に対する助成に要する経費に対し、国費及び特別交付税措置（次ページ参照）
地方財政措置
・商品化可能性調査や需要動向調査に係る経費
・初期投資計画書のシミュレーションに係る経費
・実施計画書の作成に係る経費

④事業立ち上げ後のフォローアップ段階
地方財政措置
【新規】
・事業の分析や再構築等、フォローアップに要する経費

【新規】
・案件募集に係る経費

【新規】
・法人設立等に係る経費
・オフィスの賃貸等に係る経費

【新規】
・日本政策金融公庫による融資及びふるさと融資（※）を利用する場合の地方公共団体による融資を融資元に追加
※ 自治体の利子負担・保証料補助に対する特別交付税措置あり

【新規】
・分散型エネルギーインフラプロジェクト
・起業・事業承継に要する経費（協力隊OB・OGによる起業支援）
・ふるさと起業家支援プロジェクト（CF活用型ふるさと納税活用補助の上乗せ分）

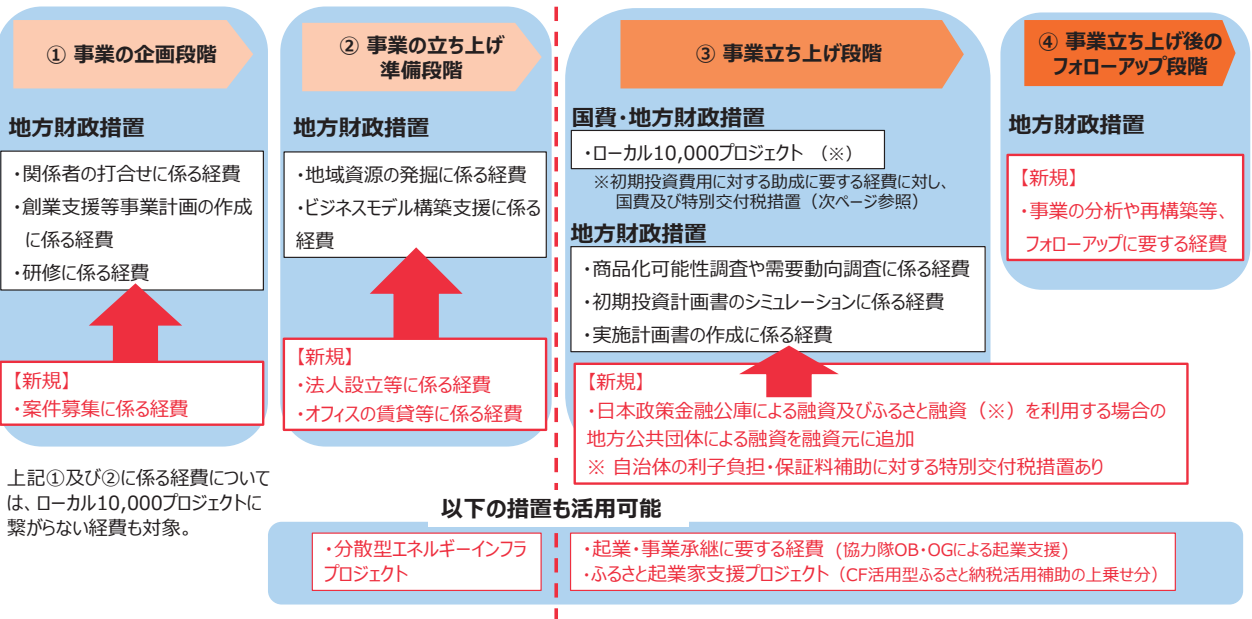
上記①及び②に係る経費については、ローカル10,000プロジェクトに繋がらない経費も対象。

以下の措置も活用可能

資料2

ローカルスタートアップ支援制度の創設

- 地域の活性化を加速し、東京圏への一極集中の是正を図り、地域から全国へとのボトムアップの成長の推進に向けて、地域金融機関等と協調してスタートアップ支援に取り組む地方自治体を大幅に増加させるため、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設。
- 新たに拡充する地方財政措置と既存の関連措置等（協力隊OB・OGに対する起業支援、ふるさと納税を活用した起業支援等）をパッケージ化し、現行のローカル10,000プロジェクトや分散型エネルギーインフラプロジェクト等の予算措置とあわせて、地域でのスタートアップを幅広く支援。



政 策

活用方法の分析や、ビジネスモデル検討のほか、事業開始を見据えて法人設立の手続きやオフィス借入れ等を行うことが想定される。

そのため、地域資源の発掘や活用方法の分析に係る経費(委託費や会議費等)、ビジネスモデル構築のための調査・シミュレーション経費のほか、令和5年度からは新たに、法人設立等に係る経費(定款や登記簿、社会保険・税務関係書類作成等)や、オフィスの賃借等に係る経費(上限100万円)について特別交付税措置を講ずることとしている。

創業時の資金ニーズについては、大まかにみれば当座の運転資金が必要であるが、性質別に分析すると、概ね不動産の賃借料、登記等の事務費、人件費等が含まれている。今回は、小規模創業支援というコンセプトであるので、特にインキュベーション施設やオフィスの賃借料や、司法書士等に委託する登記等の経費を対象として措置の拡充を行うこととしたものである。

③事業の立ち上げ段階

事業の立ち上げ段階に関しては、事業計画を具体化する段階の支援である。この段階では、設備投資を行うのかどうか、行うのであれば、どのような内容とするか等、マーケ

ティングの動向調査、フィージビリティスタディ等を行うことが想定される。

そのため、商品化可能性調査や需要動向調査に係る経費(調査費や委託費)、収支計画書や初期投資計画書のシミュレーションに係る経費(調査費や委託費)、実施計画書の作成に係る経費(委託費や会議費等)について特別交付税措置を講ずることとしている。

具体的な設備投資への支援に関しては、総務省が展開する国費事業として、ローカル10,000プロジェクト(平成24年度創設)が挙げられる(資料3)。本プロジェクトは、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の循環効果(地域に投資効果をもたらすこと、地元の雇用を創出すること、地元の原材料を活用すること等)を創出する見込みのある地域密着型の事業に対し、国、地方、地域金融機関等の支援策を講じ、その初期費用の負担を大きく軽減して、円滑な事業立ち上げを応援しようとする事業である。令和5年度からは、融資元となる地域金融機関等に、日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)やふるさと融資を活用する場合の自治体融資も対象とし、資金供給元を拡大するとともに、申

資料3

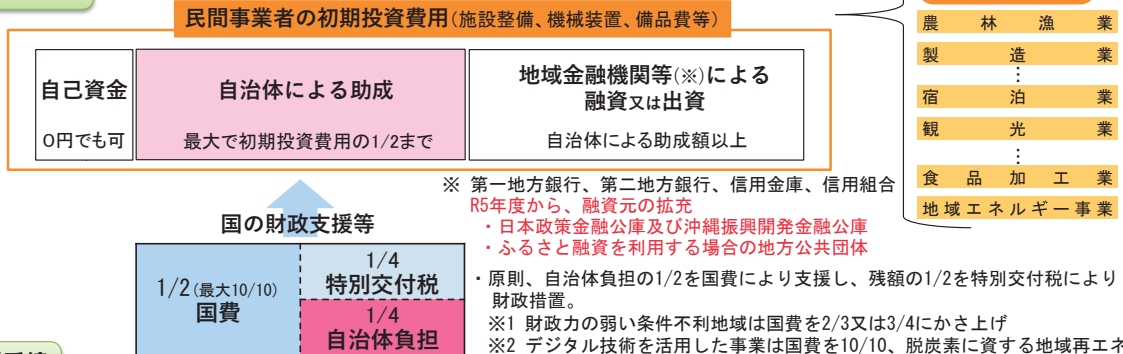
ローカル10,000プロジェクト

R5予算額 地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

1. 制度概要

- 地域振興に資する民間投資を支援するため、自治体(都道府県・市町村)が、地域金融機関の融資と協調して、公費により助成する制度。
- 自治体負担額について、国費(補助率:1/2~10/10)による支援等により、ローカルスタートアップ立ち上げを強力に支援。

2. 事業スキーム



3. 交付手続

- ① 事業計画書(※)の作成
 - ・民間事業者・地域金融機関が、事業実施地域の自治体窓口と調整の上作成。
 - 又は
 - ・自治体が地域課題解決に向けた事業を発案し、民間事業者・地域金融機関を募った上で作成。
- ② 総務省への申請
 - ・自治体から総務省に事業採択を申請。
 - ・申請は年間を通じ随時受付(毎月10日〆切)。
- ③ 採択決定
 - ・申請から約1ヶ月半で採択決定。

※ R5年度から、記載内容の軽減を図るとともに、記載例を示した計画書を自治体に提示。

政 策

請書類の記載様式も極力簡素化、記載例も幅広くお示ししている。また、原則無担保・無保証（交付金事業で取得する財産に関しては担保権設定可能）の融資を条件としていたが、令和5年度からは、信用保証協会等の保証付き融資も対象としている（経営者保証は不可）。

なお、本プロジェクトは多くの町村関係者にも活用いただいており、優良事例等については、令和4年8月22日号の本誌において紹介しているの、そちらもご覧いただきたい。

④事業立ち上げ後のフォローアップ
事業立ち上げ後、事業の分析や再構築等のフォローアップを行うことも考えられる。

そのため、フォローアップに要する経費について、令和5年度から新たに特別交付税措置を講ずることとしている。

諸調査からも明らかのように、創業された事業が必ずしも順調に成長する訳ではなく、創業後も資金繰りや事業計画の見直し等、さまざまな課題が発生する。その際に、コンサル等への委託、商工会等の経営指導員と連携して課題分析等を行い、事業を軌道に乗せるための取組を支援しようとするものである。

なお、ここまでご紹介した支援措置は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を策定した市区町村を対象としたものであるが、同計画については、令和5年6月23日の改正法第11回認定までに、1、320件（47都道府県、1、479市区町村）が認定されているところ

であり、多くの町村関係者にも策定いただいている。総務省は共管である中小企業庁等とともに、全市区町村による計画策定に向けた取組を引き続き推進している。

3 その他の支援措置

①ふるさと起業家支援プロジェクト
本制度は、クラウドファンディング型ふるさと納税により自治体起業家を支援する際に活用いただくことができる（資料4）。本制度は、

資料4 ふるさと起業家支援プロジェクト

目的

- 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。
※上記の実施内容については、起業家の創意工夫に委ね、事業内容の魅力とともに競い合ってもらいたい。
- 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して特別交付税措置により支援。

イメージ図

特別交付税措置（総務省）
ふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で地方団体が上乗せ補助
ふるさと納税を財源に補助

寄附者（ふるさと未来投資家）
応援したい起業家（事業）を選択してふるさと納税

地方団体

起業家

支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫
(例) 定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等

資料5 地域企業人材支援事業について

生活環境を変えたい都市住民や、育児等による離職中の地域の人材などの多様な人材と、人手不足に悩む地域の企業等との効果的なマッチングを支援することで、地域の活力を創出し、人材の総活躍の促進に繋げ、持続可能な地域社会を構築するための地域の担い手となる人材を確保する。

地域の企業等
○人手不足感の高まり、後継者未定
○求職者情報の不足

地方公共団体
ほりおこし（人材・ニーズ）、研修、マッチング、トライアル勤務等
※外部委託も可能

地域外
○生活環境を変えたい都市住民の早期退職等をきっかけとした移住希望の高まり
○移住検討にあたっての、検討先地域の求人情報のニーズ

地域内
○育児等で短時間の業務、柔軟な働き方を希望するなど多様な人材の存在
○地元への就職を希望する高校生
○地元就職にあたっての企業情報等のニーズ

○対象経費
①地域人材の育成に要する経費（研修会、セミナー開催）
②交流会、ワークショップ等の開催に要する経費
③マッチングシステム、ウェブサイト構築に要する経費
④コーディネータ等の配置に要する経費（自治体職員の人件費除く）
⑤マッチングトライアルに対する支援に要する経費
⑥人材・事業所等に対する調査に要する経費

特別交付税措置
1団体あたり 15,000千円(上限額)
× 措置率0.5
× 財政力補正係数

政 策

起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、自治体がふるさと納税を財源に補助する額を超える範囲で行う補助等に対して特別交付税措置を講ずるものである。現状、幅広い地域で本制度の活用が図られているとは言い難いが、自治体が地方負担を抑えつつ、起業家支援を行うとともに、ふるさと納税を通じた関係人口獲得にもつながる仕組みとすることもできるので、活用を検討いただきたい。

②地域企業人材支援事業

ローカルスタートアップ支援制度等は地域の資源を活かし地域の「しごと」を生み出すことを主眼に置いているが、地域経済の好循環を生み出すうえで、地域の「しごと」を地域外に外部委託等するのではなく、可能な限り地域内の人材で完結させる仕組みも重要である。

地域企業においても人手不足が課題になる中、育児等で短時間の業務、柔軟な働き方を希望するような多様な人材がいるなど、顕在化していない働き手が存在する。また、コロナ禍でリモートワーク、Web会議での意思疎通も一般的になっており、幅広い働き方が可能になりつつある。

本措置は地方自治体が行う地域人

材と地域企業のマッチングに要する経費(セミナー開催、マッチングシステム構築、コーディネーター配置、事業者のニーズ調査等)を特別交付税措置により支援するものであり、従来から講じているものではないが、今後の活用が期待されると考えられている(資料5)。

4 おわりに

ローカルスタートアップ支援制度は、ご紹介したとおり、自治体が単独事業で行う地域の創業支援を幅広く支援することとしている。こういう事業を考えている、現場でこういう課題があるなど、何でも結構なので、ご関心・ご疑問等があれば、ぜひお気軽に、総務省地域政策課までお問い合わせいただきたい。各地域の課題解決のために少しでもお役立ちできれば幸甚である。

お問合せ先

総務省 地域力創造グループ

地域政策課

電話：03-5253-5523

メール：chisei@soumu.go.jp

～金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く～

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

地方公共団体金融機構(JFM)は、全ての地方公共団体の 出資による地方債資金共同調達機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

期間は最長40年、利率は財政融資資金と同率※でお貸しています。このための財源として、公営競技納付金を活用しています。※機構特別利率対象事業(令和5年6月時点)

地方 支援

「より良い資金調達・資金運用」のお手伝いをします。

財政、金融、会計等に関する研修(出前講座、宿泊型研修、入門研修等)を実施するほか、金融専門知識、実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが助言などを行っています。

資金運用にJFM債をご活用ください

JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同水準※です。

多くの地方公共団体にも、確実かつ有利な運用方法としてご評価いただき、10年債、20年債や投資家のニーズに応じた様々な年限のFLIP債などをご購入いただいております。※令和5年6月時点

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づくものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。▶▶▶

<https://www.jfm.go.jp>

JFM

フォーラム

特集 未来へつなぐ森林整備等の取組



▲秋田と山形県境にまたがるこしきやま甑山の山腹は、秋になると素晴らしい紅葉に染まる

山形県 真室川町

恵まれた森林資源を
未来に届けるために

森林環境譲与税を活用した森林整備

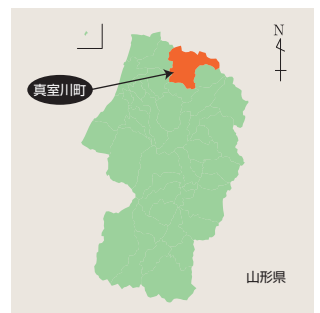
1. 真室川町の概要

真室川町は、山形県の最北端に位置し、総面積374・22km²のうち林野面積が88・3%を占める山間地であり、東側、西側及び北側の三方を急峻な山々に囲まれ、これら山地からの支流が町を縦断する真室川と鮭川に流れ込み、その河川流域に平地や集落が小範囲に点在しています。

夏は盆地特有の高温多湿、冬は豪雪という自然条件のもとで、木材や山菜に代表される森林資源に恵まれ、四季折々の景観や風土のなかで、独特な地域文化が築きあげられてきました。



▲野々村ため池から出羽富士とも呼ばれる鳥海山を望む



◀「梅の里」真室川町のイメージキャラクター「うめ子」ちゃん



2. 真室川音頭

明治時代、北海道へ出稼ぎに渡った人々が歌った「カムチャツカ節」を元唄に、真室川町の料亭で働いていた近岡ナカ工さんが創作を加えて歌った曲が、「真室川音頭」の始まりになったと言われています。

昭和の始めに隆盛を誇った真室鉱山や、軍用飛行場建設に携わる人々に盛んに歌われ、戦後、これらの人々が郷里や全国津々浦々に移り住んだことが、「真室川音頭」が全国に広まるきっかけとなりました。

現在も全国で愛唱されている代表的な民謡のひとつであり、毎年開催される「真室川音頭全国大会」には、県内外から多くのファンが参加しています。

3. 原木なめこのふるさと

真室川町は原木なめこ発祥の地であり、長年、全国第1位の生産量を誇る山形県内でも、トップクラスの生産量となっています。

町内での栽培の歴史は古く、広大な広葉樹林や栽培に適した気候が、産地としての歴史を築いてきました。昭和初期から人工栽培に取り組み、黄色いダイヤと呼ばれて地域経済を支えた時代もありました。

ブナヤトチノキなどを「ぼだ木」に



▶「黄色いダイヤ」と呼ばれる町の特産品「原木なめこ」

利用して育った原木なめこは、色が濃く、ぬめりや歯ごたえがしっかりしており、根強い愛好家が毎年秋の収穫期を待ち望んでいます。

味噌汁や天ぷらのほか、麻婆豆腐や炒飯、炒め物などとの相性も抜群です。生産者直送のインターネット販売も行われておりますので、ぜひ、ご賞味ください。

4. 国指定重要文化財「土偶」

この土偶は大正4年、当時は田んぼだった五郎前遺跡から発見されま



▶国指定重要文化財「土偶」は縄文時代晩期の完全な形

した。

縄文時代晩期の完全な形をした貴重な土偶で、多くの専門誌や美術誌に掲載され、海外にも紹介されています。内部は空洞で、色は赤みがかった褐色をし、頭髪は大きく束ねたような形をしています。肩から乳が張り出し、腰にパンツのようなものをつけ、太い両足を表現しています。焼成後に朱を塗ったらしく、一部にその跡が残っています。

昭和40年5月29日に、国の重要文化財に指定されました。

5. 森林経営管理制度の実施に つなぐ

令和元年度に「森林環境譲与税」が創設され、森林整備やその促進のための取組に活用することを目的として、全国の自治体に配分されることとなりました。当町ではこれを活用し、「森林経営管理制度」による森林整備を進めています。

現状と課題

制度施行前は、所有者自らが所有森林の管理(委託を含む)を行わなければならなかったため、林業経営意欲の低い所有者の森林は、適切な整備が行われていない現状にあり、自らの所有

フォーラム

林業振興協議会
制度運営について協議する様子



森林の場所や状態を把握していない所有者も少なくありません。
平成31年度に森林経営管理制度が施行されたことにより、市町村が森林所有者から「適切な管理が行われていない森林」について経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業事業者による主伐・再造林や、市町村直営による

森林経営管理推進検討部会
モデル地区選定について意見を求める様子



間伐等の森林整備につなげられるようになりました。
制度の実施に当たって、①森林経営計画が策定されていない②おおむね10年以内の施業履歴がない③やまがた緑環境税事業や荒廃森林緊急整備事業等の対象ではない④治山事業等の予定がない、以上の条件4つに該当する森林

を「適切な管理が行われていない森林」と見なし、町内民有林全域から対象森林を抽出しました。その結果、民有林66・29km²のうち、対象森林は約29km²と、約44%の民有林が整備されていないおそれがあることが明らかになりました。

森林経営管理制度の進め方

まずは森林の現況を把握するため、民有林の森林地形（路網、傾斜区分等）や森林資源（樹幹高、材積等）をデータ化・可視化し、制度に活用可能な状態にする必要があります。また、「適切な管理が行われていない森林」の所有者を対象に「所有森林の今後の管理」についての調査を実施し、その中で「町に管理を委託する意向があるか」を確認します。その結果を受け、町への委託の意向を示した所有者については、意欲と能力のある林業経営体とのマッチングを推進するほか、経営に向かない（利益が見込めない）森林については、町直営での森林整備を行います。
制度運営には、林業関係団体や国、県との連携が必要不可欠であることから、主に前述組織の代表者で構成する「林業振興協議会」及び主に実務担当者で構成する「森林経営管理推進検討部会」を設置し、制度の進め方を検討

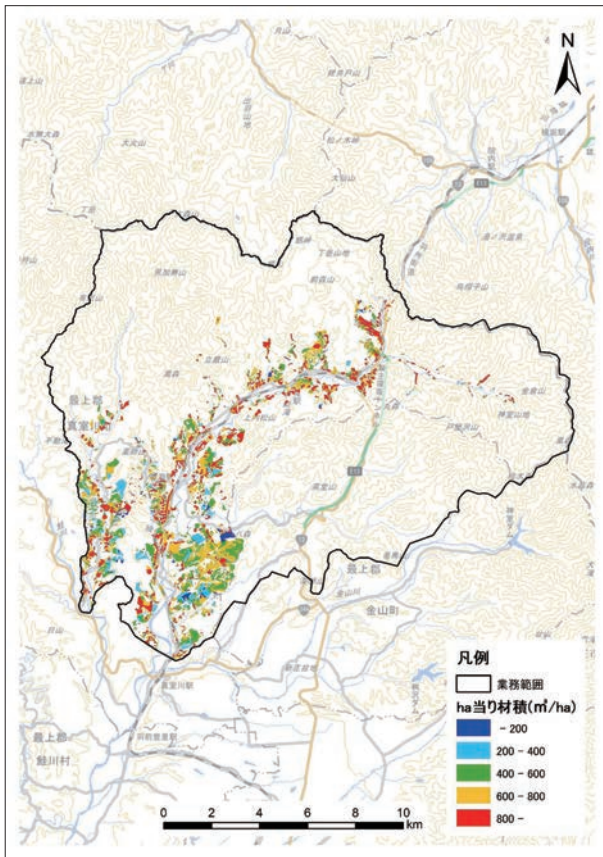
現地確認
公共測量の成果と現況の差異を確認する



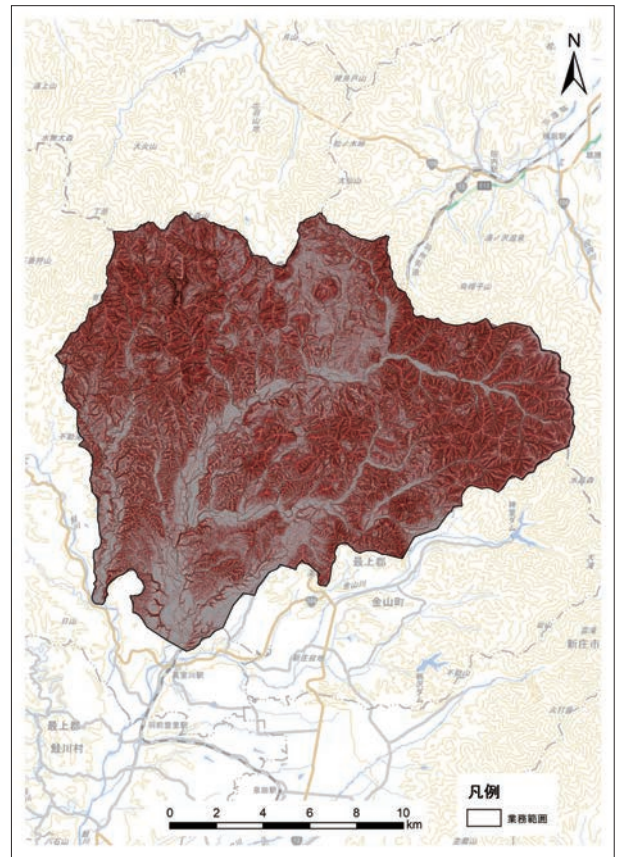
することになりました。

森林資源解析の実施

森林資源解析の前段として、町単独による航空レーザ測量を検討していたところ、山形県森林管理推進協議会から、国土交通省が実施した公共航空レーザ測量の成果品を活用できれば、事業期間短縮や経費削減につなげられるとの紹介がありました。
当町では、令和2年度に公共測量の成果品を借り受け、民有林の森林地形や森林資源の解析に活用可能かを検証するため、民有林の一部区画（約1・2km²）の解析を試行したところ、必要



▲森林資源解析の成果品 ha当たり材積区分図



▲森林地形解析の成果品 赤色立体地図

とするデータはすべて作成可能であることが確認できたことから、改めて令和3年度に民有林34・9km²の資源解析を実施しました。

さらに公共測量の成果と現況の差異を確認するため、約20か所の現地調査をあわせて実施したところ、樹木の本数は約12・8%、樹高は約6・9%、現況の方が多い傾向にありました。原因として、本数密度の高い森林は林冠が閉塞しているため、下層木にレーザが当たらず本数が過少にカウントされることが、林齢の若い林分では樹高に差異が出やすいことが挙げられますが、航空レーザ測量の精度としては許容範囲内の誤差であり、広域的に森林全体の傾向を把握する目的は果たせていることが確認できました。

なお、公共測量成果が活用できない民有林31・7km²については、山形県森林資源デジタル化推進事業を活用し、県、東北森林管理局及び周辺市町との共同により、令和4年度に航空レーザ測量、令和5年度に森林資源解析を実施する予定であり、これをもって町内民有林全域の解析が完了することから、その成果を受けて優先順位を決定のうえ、順次、制度を推進していきます。

モデル地区の選定と意向調査の実施
制度運用のモデルケースを作成するため、令和3年度に小規模なモデル地区を設定し、所有者に対し「所有森林の今後の管理」についての意向調査を実施しました。

モデル地区については、①令和3年度森林資源解析の範囲内である②自主的な経営管理が行われていない可能性が高い③集約化により施業の効率化が期待できる、の3つの条件に該当する候補地の中で、最も林内路網が整備されており、人工林がまとまっているエリアに決定しました。

調査を円滑に進めるために事前説明会を開催しましたが、コロナ禍の影響もあってか、町内外から7人の参加に留まったことから、夜間開催や事前予約制による分散開催など、参加率をあげる工夫が必要であることが課題として残りました。

調査に当たっては、所有森林の地番一覧や地図を示したうえで、それら森林について①自らの所有する森林か②管理や整備を行っているか③今後どのように管理していくかの3つを確認

モデル地区の森林面積は約36haで、森林簿に登録された所有者29人(うち町内在住者18人、町外在住者11人)が意向調査の対象となりました。

調査を進めるために事前説明会を開催しましたが、コロナ禍の影響もあってか、町内外から7人の参加に留まったことから、夜間開催や事前予約制による分散開催など、参加率をあげる工夫が必要であることが課題として残りました。

調査に当たっては、所有森林の地番一覧や地図を示したうえで、それら森林について①自らの所有する森林か②管理や整備を行っているか③今後どのように管理していくかの3つを確認

フォーラム

新任都道府県町村会長の略歴

島根県町村会は令和5年7月24日の定期総会で次の通り会長を選出した。

(8月1日就任)

島根県町村会長
隠岐郡隠岐の島町長

池田 高世偉
昭和30年5月23日生



【町村長としての当選回数】2回

【町村長に就任するまでの経歴】

▽昭和53年4月西郷町職員▽平成16年10月隠岐の島町職員(町村合併)▽平成20年4月観光商工課長▽平成22年4月税務課長▽平成23年4月農林水産課長▽平成25年2月隠岐の島町副町長▽平成28年10月隠岐の島

する設問内容となっています。ただし、③に対し「町への委託を検討したい」

との意向が示された森林は、必ずしも町が引き受けられる訳ではないとの注

町長

【町村会関係の経歴】▽令和3年8

月監査役

【主な業績】▽隠岐の島町新庁舎建

設▽隠岐ジオゲートウェイ建設▽寺

の前公園建設▽子育て支援交流セン

ター建設▽隠岐⇄大阪空港通年シエ

ット化実現▽木質バイオマス推進セ

ンター建設▽全国闘牛サミット開催

▽大相撲八角部屋夏合宿毎年受入▽

国府尾城跡活用整備事業展開▽西郷

港周辺まちづくり都市再生整備計画

展開▽ふるさと定住事業実施▽子ど

も等医療費助成▽一般不妊治療等医

療費助成▽給食費保護者負担の軽減

とふるさと給食の推進

【趣味】以前は町内の少年野球チー

ムの監督をしていたが、副町長就任

後、後進に譲った。現在はもっぱら

野球観戦

【家族】妻、子ども2人(一女一男)

釈を付しています。これは、町が引き受けた場合には、毎年、間伐等の整備を実施しなければならぬことから、例えば住宅や道路から離れていて災害のおそれがない等「管理や整備の必要性が薄い森林」については、「引き受けない」という選択も考慮されるためです。

調査には約1か月間の回答期間を設けましたが、期間内の回答率は69%に留まったため、督促や再調査を行い、最終的な回答者数は25人、回答率は86%で、うち16人の所有する森林約19haについて、「町への委託を検討したい」との回答を得ました。「自己管理を継続したい」との回答があった森林所有者についても、将来的な管理の見通しは不明とのこと、今後、適切に管理されなくなる森林の増加が懸念されます。未回答者は4人で、住民票や戸籍等の公的書類を職権により確認したもの、居所や相続人が不明であった森林所有者です。このことから、今後、制度運用を全町的に広げた際に、多数の所有者不明森林の発生が予想されます。特例措置を活用すれば、そのような森林であっても制度を進めることが

できるものの、全国的にも事例は少なく、「管理や整備の必要性が高い森林」の明確な判断基準を設け、町として統一した対応を図っていかねばなりません。

今後の森林経営管理制度について

意向調査の結果を受け、現在、町へ委託の意向が示された森林の管理を引き受ける準備を進めております。令和5年度には、制度を活用したモデルケースを作成できる見込みであることから、おおむね予定ごとの進捗状況となっています。

森林は、きれいな水や空気を作り出すだけでなく、軽くて丈夫で経年により味わい深くなる木材や、化石燃料に代わる木質バイオマスエネルギーにも利用されるなど、クリーンな社会の実現に欠かすことのできない存在です。

今後も、当町の恵まれた森林資源を未来に届けられるよう、持続可能な社会の実現に向けて、森林環境譲与税を有効に活用し将来性のある森林整備を進めていきます。

山形県真室川町 農林課

町村

ご当地キャラじまん

Vol.126

東ブロック

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からピックアップ。



平成22年(2010年)にイメージキャラクターのデザインと名前を順に公募して誕生したのが「やぶさめくん」です。約800年前の鎌倉時代から伝わる古殿町の伝統神事「流鏝馬」をモチーフとしているため、着ている服も流鏝馬の衣装をイメージしています。青色は古殿町の豊かな自然と町民の純朴な心、赤色はふるさとを想う熱い心を表現したものです。勇壮な目で大切に反して、本人のまん丸おめめみたいにかわいいものが好きだという意外な面もあるのだとか。町内のパレードやスポーツ大会等で、町民や観光客とじゃんけん遊びをするのが好きな「やぶさめくん」。古殿町の公式SNSにも時々登場し、町のPR活動に積極的に参加しています。

やぶさめくん

古殿町イメージキャラクター



2010年10月10日生まれ。優しくて素直な少年。特技はじゃんけんと百発百中といわれる弓の腕前。「山菜」「せんべい」「お米めん」が好物。山菜が入ってほんのり緑色の「うるいうどん」もお気に入り。

福島県古殿町



双子のバラの妖精。伊奈ローズちゃん(写真左)はおちゃめて明るい女の子。伊奈ローズくんは食いしん坊で元気な男の子。ふたりともバラが大好きで、バラを咲かせる魔法が使える。趣味はもちろん、バラをきれいに咲かせること。

伊奈ローズちゃん・伊奈ローズくん

伊奈町マスコットキャラクター

埼玉県伊奈町

伊奈町の特産品のPRキャラクターとして誕生してから、平成16年(2004年)に一般公募で「伊奈ローズちゃん」の名前が決まり、平成22年(2010年)には「伊奈ローズくん」も加わり、ふたりの活動が始まりました。町内に埼玉県最大のバラ園があることから、バラをモチーフとしたキャラクターです。「町制施行記念公園(バラ園)」には、400種5000株のバラが植えられており、見頃を迎える5月と10月には「バラまつり」が開催され、ふたりも参加します。ふたりはキャラクターとしての人気が高く、「クリアファイル」や「トートバッグ」、「ぬいぐるみ」、「ピンバッジ」等、数多くのグッズを販売。「伊奈ローズちゃん」「伊奈ローズくん」は、「町制施行記念公園(バラ園)」のPRだけでなく、町内外のさまざまなイベントに参加して、伊奈町のPR活動に励んでいます。

太陽くん

長生村イメージキャラクター



2003年11月1日生まれ。今年20歳になる村の妖精。「蕎麦打ち」が趣味で、「利き蕎麦」が特技というほど蕎麦好き。「ノルディックウォーキング」も趣味のひとつ。

千葉県長生村

平成15年(2003年)11月、長生村50周年記念イメージキャラクターとして誕生した「太陽くん」。降り注ぐ「太陽」と九十九里浜の「青い海」をモチーフとし、手には村の花「ハマヒルガオ」を持ち、長生村の魅力のひとつである「緑あふれる自然豊かな村」を全身で表現しています。胸には長生村の頭文字「C」が描かれており、明るい笑顔がチャームポイントです。村民の老若男女から親しまれ、愛されている「太陽くん」は、文房具やエコバック、マスク、ぬいぐるみ等、数々のグッズが販売されていて、人気の高さを物語っています。長生村主催のイベントはもちろんのこと、村内外の各種イベントに参加している「太陽くん」。これからも、長生村の認知度向上や特産品の「アイガモ農法米」「ながいきそば」等のPR、そして観光振興のために活動を続けていきます。

今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からご紹介します

随 想

世界遺産のまち

平泉町は、岩手県の南部に位置し、面積は63・39㎦と県内で最も面積が小さく、人口約6、900人の自然豊かな歴史と文化の薫る世界遺産を有するまちです。

平安時代末期、奥州藤原氏が約一世紀にわたり、栄華を極めたその中心地であり、国宝中尊寺金色堂、特別史跡・特別名勝毛越寺浄土庭園をはじめとする数々の遺産を巡りに全国各地から参拝客も多く訪れます。



「みちのく」に吹く新しい風を感じて

岩手県平泉町長 青木 幸保

「平泉の文化遺産」が世界遺産に認定されたのは、平成23年6月です。その3か月前に東日本大震災大津波が発生しており、未曾有の被害を受けた東北地方に一筋の光が差し込んだように感じたものでした。

平和の理念を発信

振り返ってみると東北の歴史は絶えず中央の侵略や干渉、身内による争いに戦乱が絶えず、荒廃と多くの犠牲が払われました。肉親を殺害され、すべてを奪われ、恨みもしたはず。

しかし、先人は要塞ではなく寺院を選択し、戦いではなく平和を選びました。そして、その理念は自然との共生、生きとし生けるものすべての平等と平和であります。平泉の文化遺産に込められた、この平和への理念を広く世界に発信するとともに人類共通の遺産として将来に伝えていく大きな責務を感じています。

平泉世界遺産の日

平成26年3月には岩手県により、「平泉世界遺産の日条例」が制定され、平泉世界遺産について広く国内

多くの遺産を有するまち

当町には世界遺産の他にも、平成28年には世界かんがい施設遺産として「照井堰用水」が認定され、また同年農林水産省が創設した「食と農の景勝地」(現在はSAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域))として「日本のもち食文化と黄金の國の原風景」が認定されました。

令和元年には、日本遺産として、「みちのくの〇〇」浪漫―黄金の国ジパング、産金はしまりの地をたどる―が認定を受け、さらに令和5年

外の人々の理解を深め、次世代に継承するとともに、遺産を活用した地域振興を図ることとし、以来毎年6月29日は平泉世界遺産の日として当町主催の「平和の祈り」を開催しています。

昨年2月にロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まり、現時点でも食料やエネルギー等さまざまな分野に影響を及ぼしています。平和がいかに尊いものか、この現実を目の当たりにして実感する日々です。

には、日本農業遺産として「東稲山麓地域の災害リスク分散型土地利用システム」が認定され、これら当町の計り知れない魅力を今後のまちづくりにごう生かしていくかが問われています。

コンパクトなまち

県内で最も小さな町が当町の特徴であり、庁舎から車で10分あれば各地域へ辿り着くことができます。そのため住民の多くが顔見知りであり、情報共有もスムーズで毎年200人ほどの住民が集まって盛大に行

われる新年交賀会や2年に1回全行政区を回って行う地域懇談会も当町ならではの取組の1つです。

まちづくりを進めるうえで、のちのちの住民の皆さんとお互いの顔が直接見えるという関係性は、大きな魅力であり今後とも大事にしていきたいと考えます。

町民総参加のまちづくり

令和5年度、当町では初めてとなる地域おこし協力隊員を3人(出身：練馬区、福岡市、東大阪市)委嘱しました。デジタル化社会に対応するため、また農産物を利用した6次産業化を促進するためであります。地域の方々や行政と一緒に新しい風を送り込んでいただいております。将来的には町内で起業し、定住していただければと期待しています。

令和3年に供用開始した平泉スマートインターチェンジ周辺の開発も具体化に向けて動き始めました。また同年にスタートしたプログラミング教室には全国から受講生が集まっており、交流人口の増加による移住、定住につながってきております。

人口減少社会の中にあって、「まちづくりは人づくり」の理念のもと、奥州藤原氏の歴史・文化を守ると同時に、新たな産業や取組への熱意と未来の創造に向け町民総参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

宝くじ
公式サイト

すぐ買える 当たりがわかる クイックワン

Quick One

クイックワン



宝くじの収益金は
私たちの街の公共事業等に
役立てられています。

